

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（238））

2. 日時：平成29年7月26日 10時00分～12時05分

13時40分～18時50分

3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全調査官、宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、

日南川安全審査官、吉村安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室長代理 他8名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部

原子炉安全技術グループ 主任

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち

「9条 溢水による損傷の防止等」について、提出資料に基づき説明があった。

原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 東日本大震災によるコンクリートの貫通クラックの発生の有無について、溢水経路に影響がないか整理して提示すること。
- 蒸気影響評価において、異なる安全区分の設備が同じ区画に設置されている場合の対策によって、区画の容積が減少することの影響がないか整理し提示すること。
- 異なる安全区分の設備が同じ区画に設置されている場合の対策について、考え方を明確にして提示すること。また対策の具体的な内容を提示すること。
- 蒸気影響評価において、区画の容積の考え方等、評価手法を整理して提示すること。
- 津波対策の水密扉や、止水対策のうち内部溢水対策にも期待しているものについて提示すること。
- 上層階からの溢水経路について、各階の溢水経路を整理して提示すること。
- 残留熱除去系海水系（RHRS）伝送器の移設について、移設先等を整理して

提示すること。

- 蒸気影響に対する設計方針、対策を具体的に提示すること。
- 蒸気影響に対し、区画内の防護対象機器全てを防護しなくて良いとする根拠を提示すること。
- 定検中の原子炉ウェル及び蒸気乾燥器・湿分分離器ピットの溢水対策について整理し提示すること。
- フェイルセーフの電磁弁、空気作動弁を溢水影響評価の対象に含めないとする理由を整理して提示すること。
- 現場へのアクセスが必要な場所について、水が 200mm 以上滞留すると評価された箇所に歩廊を設置することを申請書の添付資料においても明確にする必要があるか検討し、提示すること。
- SA 設備を含めた溢水対応方針について、既設範囲で「想定破損除外を適用」とした考え方を整理して提示すること。
- 床勾配から算出する溢水水位の裕度、面積等の考え方について、関連する説明箇所で表記を統一して提示すること。
- 溢水により機能喪失する機器及び溢水経路を整理し、どのような想定でも安全機能のうち 1 区分は機能喪失しないことを明確にして提示すること。
- 新設する堰の高さの根拠、考え方を整理して提示すること。
- 溢水伝播経路となる床ファンネルを第 4.2-4 図に反映して提示すること。また、原子炉建屋 6 階西側の溢水の状況を整理して提示すること。
- 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水について、原子炉建屋 6 階西側に偏って下層に落ちることによる最下階の滞留水量の影響について整理して提示すること。
- ほう酸水注入系から溢水した場合に、床ドレンサンプの警報発信までの時間を「10 分」とした考え方を整理して提示すること。
- 溢水検知について、床ドレンサンプの警報に期待しない場合の考え方、対応を整理して提示すること。
- 洪水、凍結、積雪等、外部事象の溢水影響要否の理由を具体的に提示すること。
- 高エネルギー配管と低エネルギー配管の分類について、残留熱除去系海水系の高エネルギー状態の運転期間が非保守的に評価されていないか整理し提示すること。
- 淡水貯水池の溢水影響評価は、設計方針に沿った記載に整理して提示すること。
- 循環水ポンプ停止のインターロックに関して、地震を伴わない漏洩の場合における循環水ポンプの停止についての考え方、運用、手順等を明確にして提示すること。
- 建屋外部からの溢水について、止水壁、建屋外壁のひびに対する考え方、評価

について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況(溢水による損傷の防止等 (第9条))
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表 (溢水による損傷の防止等)